

令和7年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、苫小牧市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号。以下「会議規則」という。）第63条の2第1項に規定するオンラインの方法による質問の実施に関し、会議規則に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(基本原則)

第2条 議長は、オンラインの方法による質問の実施に当たっては、情報セキュリティ対策を適切に講じるとともに、議事公開の要請及び議員の本人確認に十分配慮しなければならない。

(オンラインの方法による質問の実施申請等)

第3条 オンラインの方法による質問の実施を希望する議員は、原則として当該議員が質問を実施する日の前日(当該日が苫小牧市の休日に関する条例（平成3年条例第17号）第1条第1項に規定する本市の休日に当たるときは、その前日）の午前10時までに、オンラインの方法による質問実施申請書（様式第1号）を議長に提出しなければならない。

2 会議規則第63条の2第1項の承諾は、オンラインの方法による質問実施承諾書（様式第2号）により行う。

(オンラインの方法により質問を実施する議員の責務)

第4条 オンラインの方法により質問を実施する議員（以下「オンライン質問議員」という。）は、現に議場にいる状態と同様の環境を確保するため、常に映像及び音声の受信により議場の状態を認識できるようにするとともに、オンライン質問議員の顔が認証できる状態及び必要に応じて音声を送信できる状態にしなければならない。

2 オンライン質問議員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 情報セキュリティ対策を適切に講じるため、議会事務局から貸与されて

いるタブレットを使用し、アプリケーションは「Zoom（ズーム）」を使用すること。

(2) オンライン質問議員が現にいる場所に当該議員以外の者を入れないこと。

ただし、議長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(3) 議会に関係しない映像及び音声が入り込まないようにすること。

3 オンライン質問議員は、本会議開会予定時刻の30分前までに、議会事務局職員との間で通信環境が良好に保たれていることを確認するものとする。

4 オンラインの方法により質問するために必要な経費は、オンライン質問議員の負担とする。

(必要な機器の設置)

第5条 議長は、議員その他の議場にいる者がオンライン質問議員を確認できるよう議場にモニター等を設置するとともに、オンライン質問議員から議場の模様が確認できるよう議場に必要な機器を設置する。

(会議録)

第6条 会議録の作成に当たっては、オンライン質問議員の氏名の前に「オンライン質問議員」と記載した上で、質問内容を掲載する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、オンラインの方法による質問の実施に関し必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って決定する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

オンラインの方法による質問実施申請書

年 月 日

苫小牧市議会議長

様

（ 議員名 ）

苫小牧市議会オンラインの方法による質問実施要綱第3条第1項の規定により、
本会議においてオンラインの方法による質問実施の承諾を求めます。

1 実施日

年 月 日（ ）

2 オンラインの方法による質問実施を希望する理由

（※該当する項目に丸を付けてください。）

重大な感染症のまん延防止・大規模な災害の発生・

公務・疾病・出産・育児・家族の看護又は介護・その他

※公務・疾病・出産・育児・家族の看護又は介護・その他は下のカッコ内

に内容を明記してください。

（ ）

3 実施場所

自宅 ・ 事務所 ・ その他（ ）

4 緊急連絡先（通信環境に不具合が生じた際等の連絡先）

様式第2号（第3条関係）

オンラインの方法による質問実施承諾書

年 月 日

（ 議員名 ） 様

苫小牧市議会議長

苫小牧市議会オンラインの方法による質問実施要綱第3条第2項の規定により、
年 月 日付けで申請のあった、本会議においてオンラインの方法による
質問実施については、下記のとおり承諾します。

1 実施日

年 月 日（ ）

2 実施指定場所

自宅 ・ 事務所 ・ その他（ ）